

公益財団法人とつとりコミュニティ財団
若者チャレンジ応援プログラム『とりまね』選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、この法人が実施する若者チャレンジ応援プログラム『とりまね』（以下、「本プログラム」という。）の選考について、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領は、助成等選考委員会規程及び本プログラム実施要綱に基づくものとする。

(選考会)

第2条 本プログラムの選考会の担当委員等は3名以上5名以下とし、外部委員は1名以下とする。

(選考基準)

第3条 本プログラムの選考基準は、別表のとおりとする。

(選考方法)

第4条 本プログラムの選考は、書類及び面接（オンラインを含む）により行うものとする。

2 選考会は以下の手順により行う。

- (1) 担当委員等は、申請者それぞれについて、第3条の選考基準を満たしているかを評価する。
- (2) 担当委員等の全員が第3条の選考基準を満たしていると評価した申請者の数が、採択予定件数以下であれば、当該申請者をいずれも合格とする。
- (3) 担当委員等の全員が第3条の選考基準を満たしていると評価した申請者の数が、採択予定件数を超過する場合は、担当委員等の合議により、合格とする申請者が採択予定件数となるよう選考する。
- (4) 手順(3)により決しない場合は、担当委員等が当該申請者それぞれに順位点を付け、その合計の上位者から採択予定件数に達するまでの者を合格とする。
- (5) 手順(4)において順位点の合計が同点となった場合は、議長の決するところによる。
- (6) 選考会は、合格とする申請者について、合格とする条件を付することができる。その場合、付する条件は公正なものでなければならず、必要な限度を超えて合格とする申請者に不当に干渉するようなものであってはならない。

(雑則)

第5条 この要領に定めるものの他、本プログラムの選考について必要な事項は、この法人が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、2025年5月9日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、2025年12月1日より施行する。

別表（第3条関係）

評価項目	評価の視点
①具体性	チャレンジの内容を5W1Hで整理できているか？
②自発性	チャレンジへの想いを自らの言葉で説明できているか？
③目標設定	チャレンジを通してどのように成長したいかを説明できているか？
④受援性	地域のサポートの必要性を説明できているか？
⑤責任感	チャレンジを最後までやり遂げる意欲があるか？